

## 浜松市歯科保健推進会議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市歯科口腔保健推進条例(平成26年浜松市条例第13号)第11条に規定する浜松市歯科保健推進会議(以下「推進会議」という。)について必要な事項を定める。

(調査審議事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市が市民の歯科口腔保健の推進のために実施する施策に関すること。
- (2) 前号に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するために策定する計画に関すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、歯科口腔保健の推進に関し必要な事項。

(委員)

第3条 推進会議の委員は、次の各号に掲げる団体の会員の内から市長が委嘱する。

各団体から推薦される委員は、次の各号に掲げる人数とする。

- (1) 一般社団法人浜松市歯科医師会 3人
- (2) 一般社団法人浜松市医師会 1人
- (3) 一般社団法人浜松市薬剤師会 1人
- (4) 特定非営利活動法人静岡県歯科衛生士会西部支部 1人
- (5) 浜松民間保育園園長会 1人
- (6) 高齢者福祉団体のうち、市長が必要と認める団体 1人
- (7) 障害者福祉団体のうち、市長が必要と認める団体 1人
- (8) 健康づくり推進団体のうち、市長が必要と認める団体 1人

(開催)

第4条 推進会議の定例会は年2回とし、臨時会は必要に応じて開催する。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。